

# 青森県報

第二千五百五十二号

平成十七年  
十一月九日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………	(税務課)	…
介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高年齢福祉課)	…
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………	(保 險 課)	…
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同)	…
土地収用法による事業の認定……………	(障害福祉課)	…
都市計画事業計画の変更認可……………	(監 理 課)	…
公 告	(都市計画課)	…
争議行為の通知の公表……………	(労政・能力開発課)	…
建設業者の許可の取消し……………	(青森県土整備事務所)	…
県有地等の売却に係る一般競争入札……………	(警察本部会計課)	…

## 告 示

青森県告示第八百五十六号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、青森県県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十四条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
前田石油販売株式会社	前田 昌宏	八戸市吹上五丁目七の七六	平成十七・一〇・三

青森県告示第八百五十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所又は住所所在地	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定期間
医療法人 蛭慈会	青森市大字浅虫字蛭谷六五の三七	認知症対応型共同生活介護	グループホーム	青森市大字浅虫字蛭谷三二七の三	平成十七・一〇・七	
株式会社 ケア・グループ	青森市勝田二丁目二の一七	訪問介護	ヘルパーステーション	青森市奥野二丁目二〇の一	"	
有限会社 エムケイ商事	青森市はまなす二丁目一八の二一六	訪問介護	ヘルパーステーション	青森市はまなす二丁目一八の二一六 三浦 歯科二階	"	
有限会社 福土企画サービス	青森市松森二丁目一三の六	訪問介護	ヘルパーステーション	青森市松森二丁目一三の六	"	

有限会社博愛 会ケアサービ スセンター	南津軽郡藤崎 町大字藤崎五 西村井六の五	認知症対 応型共同 生活介護	グループホ ム・テレサ 苑	南津軽郡藤崎 町大字林崎字 宮本六七の一	一七・〇・一六
有限会社聖友	弘前市大字門 外三丁目七の 二八	訪問介護	訪問看護ステ ーションほの か	弘前市大字門 外三丁目七の 二八	"
有限会社聖友	弘前市大字門 外三丁目七の 二八	訪問看護	訪問看護ステ ーションほの か	弘前市大字門 外三丁目七の 二八	"

青森県告示第八百五十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	指 定 年 月 日
株式会社ケア・ グループ	青森市勝田二丁 目二の一七	介護計画ケア・グ ープ	青森市奥野二丁 目二〇の一	平成 一七・〇・一七	
有限会社聖友	弘前市大字門外 三丁目七の二八	訪問看護ステ ーションほの か	弘前市大字門外 三丁目七の二八	一七・〇・一六	

青森県告示第八百五十九号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	知的障害者居宅支援事業を行う事業所	所在地	指 定 年 月 日
株式会社ケア ライフ青森	青森市卸町三 の五	居宅介護 等事業	株式会社ケア ライフ青森木 造営業所	つがる市木造 千代町一〇一 の四	平成 一七・二・一	

青森県告示第八百六十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 起業者の名称  
弘前市
- 二 事業の種類  
掘越地区雪置き場建設事業並びにこれに伴う農業用道路及び農業用水路付替工事
- 三 起業地  
1 収用の部分  
青森県弘前市大字川合字岡本本地内
- 2 使用の部分  
なし
- 四 事業の認定をした理由  
1 法第二十条第一号の要件  
本件事業のうち掘越地区雪置き場建設事業（以下「本体事業」という。）は、弘前市における長期的かつ総合的な雪対策プランの一環として新たな雪置き場を建設するものであり、法第三十二条に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当すると認められる。また、農業用道路及び農業用水路付替工事は、本体事業の施工により遮断されるため関連事業としてこれを付け替えるものであり、

法第三条第五号に掲げる「土地改良区が設置する農業用道路、水路施設」に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

## 2 法第二十条第二号の要件

起業者である弘前市は、本件事業を「弘前市雪対策大綱」（以下「大綱」といふ。）における実施計画の一つと位置付け、かつ、既に財源措置を講じており、十分な意思と能力を有していると認められることから、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

## 3 法第二十条第三号の要件

本件事業は、冬期間の排雪に伴い生じる既存雪置き場の容量の不足を解消するため、青森県弘前市大字川合字岡本本地内において、新たな雪置き場を建設するものである。

弘前市は、平成十二年二月に大綱を定め、雪に対する市民意識の多様化や高齢化社会への確に対応し、「快適でふれあいのある雪国生活」の実現のため様々な施策や事業を進めており、本件事業は、大綱における実施計画の一つである。

現在、既存の雪置き場は、岩木川右岸高水敷地に三箇所、計二十七万二千立方メートルの容量を確保しているが、弘前市の推計する堆雪必要容量六十七万二千立方メートルに対し大幅に不足している。また、既存雪置き場が、市街地の西側に偏っていることから、排雪運搬車両の集中により付近幹線道路において、一般車両を含めた交通渋滞が生じ、排雪運搬の効率低下と沿線住民の生活道路としての安全で円滑な通行に支障をもたらしている。さらに、既存雪置き場の堆雪容量を超えた分は、市内の公有地等の臨時雪置き場を借り受けて対処しているものの、場所の選定が不安定であり、また、春先の強制消雪及び現状復旧費用の増大をもたらすという課題を抱えている。

弘前市は、このような状況に対処するため、平成十六年度より本件事業に着手し、平成十八年度の完成を目指しているものであり、本件事業の完成により、現在不足している堆雪必要容量約四十万立方メートルについて、臨時雪置き場に頼ることなく安定的に確保でき、また、これまで西側に偏っていた地域間のアンバランスが解消されることにより既存雪置き場を中心とした幹線道路等の交通渋滞等が緩和され、これにより排雪運搬効率の向上と沿線住民の生活道路機能の改善がもたらされ、さらに、春先の消雪等の費用の軽減が図られるなど、本件事業により得られる利益は極めて大きいものと認められる。

一方、本件事業の完成により失われる利益として、新たに建設される地域の交通渋滞やそれに伴う地域住民生活への影響については、本件事業の計画が、国道七号より新たにアクセス道路を建設することにより、生活道路を経由せず直接搬入できるよう配慮され、また、供用後の騒音振動についても、低騒音低振動型建設機械の採用等により、予測値が環境基準等を満たしており、さらに、周辺農地に対する低温対策も考慮するなど、影響を最小限に止めるよう配慮されており、影響は軽微であると認められる。

周辺の自然環境への影響については、本件事業が環境影響評価法および青森県環境影響評価条例に定められた対象事業に該当せず、また、起業者は、任意に動植物への影響について検討しており、起業地においては専門家の意見を反映した環境影響調査実施要領を策定し、環境保全対策が講じられている。

史跡・文化財への影響については、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）等による文化財等の存在は確認されていない。

以上のとおり、本件事業の完成により失われる利益は軽微であると認められる。また、本件事業の事業計画の合理性については、既存雪置き場の諸問題を踏まえ、起業地の選定においては、市の東部地域であること（地域バランス）・河川が近接であること（排水先の確保）・幹線道路から直接搬入できること（生活道路との分離）・一団の土地の確保が可能であることを前提として、同市大字川合地区（以下「申請案」といふ。）・同市大字新里地区（以下「新里案」といふ。）・同市大字福村地区（以下「福村案」といふ。）の三案の候補地を検討している。

三案中、新里案は、国道一 二号から整備済みの県道弘前平賀線バイパスを経由して、同市大字新里地区において一級河川平川左岸の農地地域に建設しようとするものであるが、国道一 二号交差点における右折流入による交通渋滞が予想され、機能的・環境的に劣る。また、経済的には約二メートルの搬入路の整備の他に排水樋門及び交差点の新設が必要となり三案中最も経済性に劣る。

福村案は、国道一 二号から直接搬入路を経由して、同市大字福村地区において一級河川平川左岸の農地地域に建設しようとするものであるが、搬入路建設に伴う国道一 二号交差点が変則、かつ、右折流入となることから交通渋滞が予想され、機能的・環境的に劣る。また、経済的には約九メートルの搬入路の整備及び国道一 二号との交差点の改良を必要とし、申請案より経済性に劣る。

申請案は、国道七号の同市大字川合地区における三差路交差点から搬入路を経由して、一級河川大和沢川右岸の農地地域に建設するものであるが、雪置き場へ

の排雪運搬車両の流入方向が左折及び直進流入が主となることから、他の二案と比較して交通渋滞は軽微であると予想される。また、地形が窪地であるため、周辺農作物への低温による影響も少ないと予想される。経済的には約二三五メートルの搬入路の整備と国道一 二号との交差点の改良が必要であるが、三案中最も経済性に優れている。以上から、本件申請案は三案中、機能的・環境的・経済的に最も優れているものと認められる。

以上のことから、本件事業により得られる利益と失われる利益を比較考量した結果、本件事業により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件

弘前市における既存雪置き場の容量不足等による冬期間の交通渋滞と市民生活の混乱の状況は深刻であり、本件事業の施行により得られる社会的、経済的效果は出来る限り早期に発現される必要がある。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、雪置き場施設等の設置に必要な最小限の範囲であり、さらに、安定した雪置き場の確保と借り受け地の返還に伴う強制消雪及び現状復旧経費の負担の軽減を図るためには、収用の手段を講じることが合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

弘前市役所建設部道路維持課

青森県告示第八百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、三沢都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十七年十一月一日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 施行者の名称

三沢市

二 都市計画事業の種類

三沢都市計画下水道事業（三沢市公共下水道）

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月三日から平成二十七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十六年一月二十八日青森県告示第四十九号）の事業地に変更なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十六年一月二十八日青森県告示第四十九号）の事業地に東岡三沢三丁目地内を加える。

公 告

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

年末一時金の獲得と雇用の確保及び労働条件の改善等

二 争議行為をなす日時

平成十七年十一月十一日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一

部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部  
四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 みぞえ建設

二 氏名 溝江 進

三 主たる営業所の所在地 青森市大字飛鳥字塩越一〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第一〇〇一六四号

五 取消年月日 平成十七年十月二十七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十七年八月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

県有地等の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年十一月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の売却

物	建	地	土
西津軽郡鰯ヶ沢町大字中村町字上山ノ井一〇三	所在 地	西津軽郡鰯ヶ沢町大字中村町字上山ノ井一〇三	所在 地
木屋建	構造	宅地	地目
六九・六六平方メートル	延 面 積	二〇二・七六平方メートル	地 積

二 予定価格

二十七万九千円

（予定価格は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いたものである。）

三 入札条件

入札金額は、土地及び建物の価格の合計額から建物の解体撤去処分費用を差し引いた金額とする。

土地に定着している建物の解体撤去処分費用については、土地の購入者において負担するものとする。

四 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

五 売却する物件を示す場所

西津軽郡鰯ヶ沢町大字中村町字上山ノ井一〇三

六 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部会計課

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市新町二丁目三の一

青森県警察本部庁舎 一階会議室

2 日時

平成十七年十一月二十四日 午前十一時

八 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十一 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十七年十一月十六日午前十一時から、西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字上山ノ井一〇三において現場説明を行う。

問い合わせ先

青森県警察本部会計課

電話〇一七 七二三 四二二一 内線二二五三・二二五四

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号 青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七七  
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭